

大桑村を楽しく元気にする会からのご報告です。

大桑村を楽しく元気にする会 代表 沼 尚司

木曾郡大桑村大字長野1030-1 TEL 55-1301 FAX 55-1302

2024.1

●県のハザードマップで土石流危険区域に指定されている中尾沢村有林の皆伐事業について、議会で一般質問しました。

庁舎提供の材木の確保を、なぜ、土石流危険区域の中尾沢村有林ですることにしたのか。村長は、なぜ、4,500万円もの損失を村に与える皆伐事業を実施したのか。

質問

中尾沢村有林の皆伐した区域は、県のハザードマップで、土石流危険渓流区域に指定されており、いつ落石があっても不思議でないようなところですよ。

なぜ、庁舎提供の材木295㎡の確保を土石流の危険のある中尾沢村有林ですることにしたのか。

また、5haに及ぶ皆伐事業をすることにしたのか。皆伐による土砂災害の危険性についての検討、安全性の検証は十分に行っているのか。

答弁

中尾沢村有林は県の土石流危険渓流区域であるが法律に定める指定地ではないので、行為の制限はない。この皆伐事業は、庁舎建設使用材の調達だけが目的ではなく、村有林の森林整備も兼ねている。

また、この事業は、平成30年2月の庁舎建設特別委員会において承認されている。

質問

庁舎提供の材木295㎡を市場で購入した場合は、400万円～650万円ということですよ。

分収造林事業を実施するには5haの皆伐が必要で、その費用は7000万円が村が全額負担しています。土砂災害の危険のあるこの皆伐の経済的合理性はどこにあるのでしょうか。600万円でするものを7000万円かけて皆伐事業を実施したために、実質4500万円の損失を村に与えている。これは、とんでもない税金の無駄遣いだと思います。

また、この皆伐費用の7000万円は、全て木曾南部森林組合に流れています。この皆伐事業は、森林組合から頼まれて、村長はやむを得ず実施したことですか。密約とかあったのですか。

この皆伐事業で、村に4500万円の損害をあたえています。村長はこの損害を弁償するお考えはありますか。

答弁

無駄遣いではない。木曾地域では、木曾谷流域森林整備協定を締結している。その目的は森林資源の循環的利用の促進と持続可能な林業の再生を目指しているものである。

また、庁舎建設に先人たちが残してくれた村有林の材木を使うというお金には代えられない意味もある。

森林組合との密約はない。この事業は議会の承認を得て進めているものである。

4,500万円もの損失を村に与えても、中尾沢村有林で大災害が起きても、村長は一切責任を負いません。

それは議会在が決めたことだからです。議会在が決めたということは、村民の皆さんが決めたということです。

村政に文句があるなら、村長に文句を言うのではなく、そう決めた議会在、議員に対して文句を言うべきです。

議員は、村民の代表であるという議員としての責任を自覚しなければなりません。

裏面に続きます →

郵便はがき



料金受取人払郵便

木曾福島郵局
承認

0944

差出有効期限
2025年10月
14日まで

切手不要

3 9 9 5 5 9 0

木曾郡大桑村長野1030-1

大桑村を楽しく元気にする会

代表 沼 尚司



今、議会在が変わろうとしています。

そして、具体的に議会在改革が進もうとしています。

皆さんの議会对するご意見・ご要望をお寄せください。

寄せられたご意見・ご要望は、議会在で討議し、その結果を議会在報又は「大桑村を楽しく元気にする会」のチラシで皆さんにお知らせします。

次の4つの議案を議員提案の議案として、12月議会に発議しました。議案はすべて常任委員会に付託され、これから常任委員会で審議することになります。

ふるさと納税もグループホームの建設も農地・山林等の公有地化事業も議会が決めれば実現します。次の3月議会で議決されれば、令和6年度から実施できます。

皆さん、是非とも、知り合いの議員さんにお声掛けをお願いいたします。

● 発議第3号 ふるさと納税の実施について（案）

【提案理由】

- ① 木曾郡内6町村において、大桑村だけがふるさと納税を実施していないこと。
- ② ふるさと納税が大桑村の地域振興や地域産業の育成にも役立つ可能性が十分あること。また、大桑村の良さを全国に発信・アピールできること。
- ③ 阿寺荘の宿泊券や阿寺川キャンプ場の利用券等を返礼品に加えることで、着地型観光を推進できること。

● 発議第4号 大桑村税条例の一部を改正する条例について（案）

【提案理由】

- ① 村民の税金で整備した温浴施設において、村民から入湯税を徴収することは好ましくないこと。
- ② 令和3年4月1日に条例を改正し、長年にわたり村民に対して免除してきた入湯税を令和3年度から徴収することにしたものであるが、村民から入湯税を徴収することにした理由を明確に説明できないこと。

【一部改正の内容】 改正前の条文に戻す。

● 発議第5号 大桑村生活支援ハウス(グループホーム)の建設について（案）

【提案理由】

- ① 過疎化と高齢化の進展により、大桑村には一人暮らしの高齢者の方が大勢おられ、これから更にその人数の増加が予測されている。日常生活に不安のある高齢者の一人暮らしの問題は、村が責任を持って解決しなければならないこと。
- ② 一人暮らしの高齢者の方が、食事の用意が自分でできなくなっても、特養ホームに入所できるようになるまで、地域で安心して暮らせるようにするため、生活支援ハウス(グループホーム)を設置するものである。

★ご意見をお寄せください。 該当するものに○をつけてください。

(1) ふるさと納税の実施について

- ① 賛成 ② 反対
ご意見

(2) ふるさと納税の実施時期について

- ① なるべく早く、令和6年度から ② 時期にはこだわらない
ご意見

(3) 令和3年度に条例が改正され、村民から入湯税を徴収することになりました。阿寺荘で村民から入湯税を徴収することについて。

- ① 村民から徴収するのは良くない ② 村民から徴収しても良い
ご意見

(4) 大桑村生活支援ハウス(グループホーム)の建設について

- ① 建設に賛成 ② 建設に反対 ③ どちらともいえない
ご意見

(5) グループホームを建設する場合の建設時期について

- ① できる限り早く建設 ② 時期にはこだわらない ③ その他
ご意見

(6) 農地・山林等の公有地化事業の実施について

- ① 公有地化事業に賛成 ② 公有地化事業に反対
ご意見

(7) 農地・山林等の公有地化事業の実施時期について

- ① 令和6年度から実施 ② 時期にはこだわらない ③ その他
ご意見

○大桑村議会・村政に対するご意見・ご要望をお寄せ下さい。

生活支援ハウスの概要

1. 建設場所 村内1か所
2. 施設の規模 定員15名程度、居室はユニット型
3. 居室以外の施設 食堂、キッチン、娯楽室、浴場、トイレ、洗面所、管理室
4. 施設の管理運営 大桑村社会福祉協議会に委託して実施

● 発議第6号

大桑村農地・山林等公有地化条例について（案）

【提案理由】

- ① 過疎化による不在地主の増加や高齢化の進展に伴い、所有者自ら管理できない農地、山林等が増加していること。また、相続人がいない等、将来、農地・山林等を引き継いでくれる人がいない所有者が増加すること。
- ② 所有者が管理できなくなった農地、山林等は、一旦、村が公有地化して管理し、次の担い手に引き継いでいく必要があること。

【条例案の内容】

所有者自ら管理できなくなった農地、山林等を土地所有者の申出により、村が固定資産評価額で買取るもの。